第9回木曽川水系
流域委員会　資料-1

第９回 木曽川水系流域委員会

議　事　次　第

日時：平成19年11月22日（木）　9:30～12:30

場所：メルパルク名古屋　2F瑞雲西の間

１．開　　会

２．挨　　拶

３．議　　事

⑴ 第８回木曽川水系流域委員会議事要旨の確認

⑵ 木曽川水系大規模事業（木曽川水系連絡導水路）

⑶ 意見聴取の取り組み

⑷ 木曽川水系河川整備計画原案（案）

⑸ その他

・今後の予定

４．閉　　会

第9回木曽川水系
流域委員会　資料-1

第9回　木曽川水系流域委員会　配席図

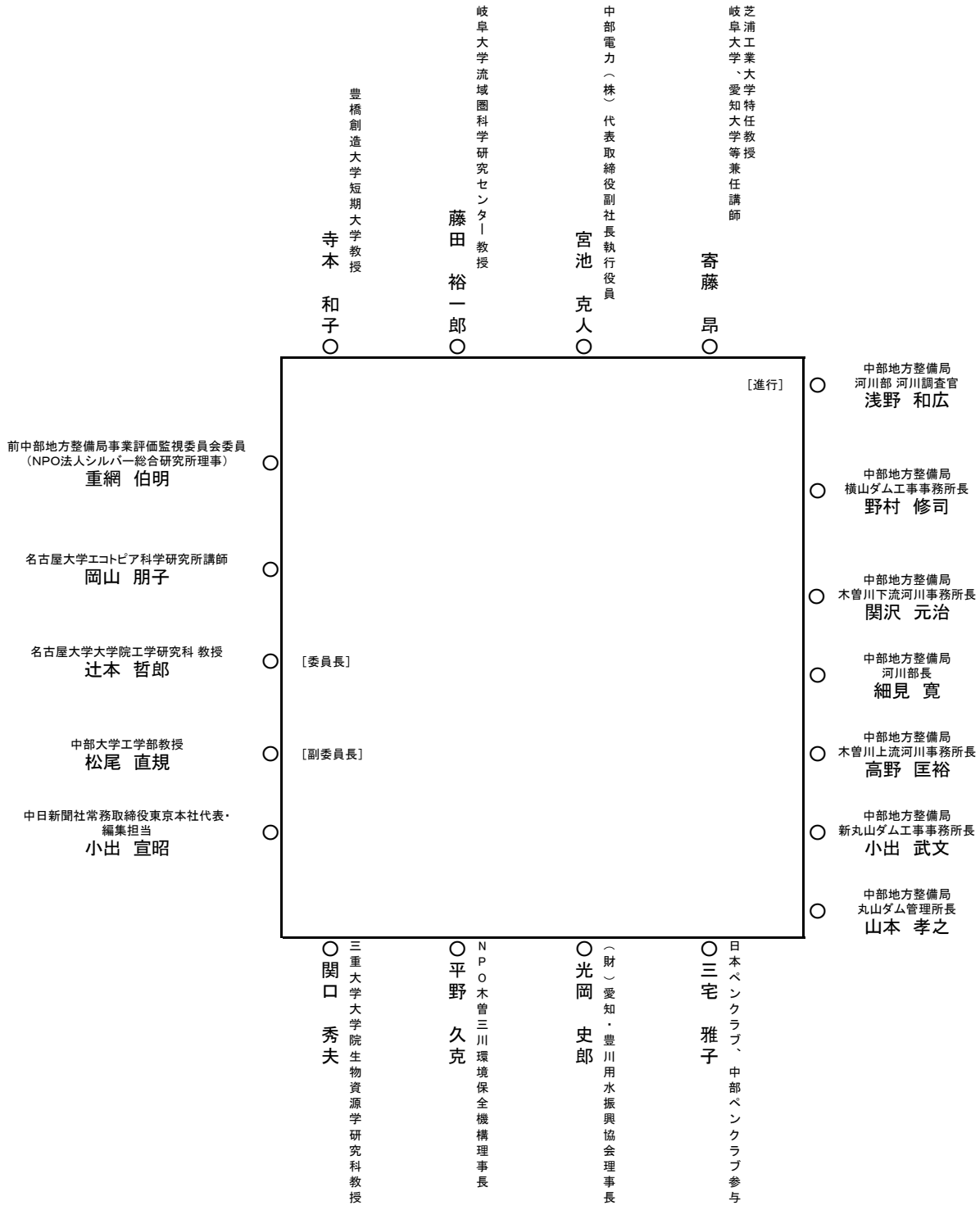

第9回木曽川水系
流域委員会　資料-1

木曽川水系流域委員会　出席者名簿

役　職	氏　　名	所　　属　　等	専 門 等
委員長	辻本　哲郎（つじもと　てつろう）	名古屋大学大学院工学研究科教授	河　　川
副委員長	松尾　直規（まつお　なおき）	中部大学工学部教授	環境水理
委　員	岡山　朋子（おかやま　ともこ）	名古屋大学エコトピア科学研究所講師	リサイクル
	小出　宣昭（こいで　のぶあき）	中日新聞社常務取締役東京本社代表・ 編集担当	マスコミ
	重網　伯明（じゅうあみ　のりあき）	前中部地方整備局事業評価監視委員会委員 （NPO 法人シルバー総合研究所理事）	評　　価
	関口　秀夫（せきぐち　ひでお）	三重大学大学院生物資源学研究科教授	底生生物
	寺本　和子（てらもと　かずこ）	豊橋創造大学短期大学教授	森林学・砂防
	平野　久克（ひらの　ひさかつ）	ＮＰＯ木曽三川環境保全機構理事長	環　　境
	藤田　裕一郎（ふじた　ゆういちろう）	岐阜大学流域圏科学研究センター教授	河　　川
	光岡　史郎（みつおか　しろう）	(財)愛知・豊川用水振興協会理事長	農　　水
	宮池　克人（みやいけ　よしひと）	中部電力㈱代表取締役副社長執行役員	経　　済
	三宅　雅子（みやけ　まさこ）	日本ペンクラブ、中部ペンクラブ参与	作　　家
	寄藤　昂（よりふじ　たかし）	芝浦工業大学特任教授 岐阜大学、愛知大学等兼任講師	地　　理

（敬称略　五十音順）

＜欠席＞

委　員	大野　睦彦（おおの　むつひこ）	(社)中部経済連合会常務理事	経　　済
	小尻　利治（こじり　としはる）	京都大学防災研究所教授	水 資 源

第9回木曽川水系
流域委員会　資料-1

木曽川水系流域委員会　規約

（名　称）
第１条　　本会は、「木曽川水系流域委員会」（以下「流域委員会」という。）と称する。

（目的及び設置）
第２条　　流域委員会は、木曽川水系河川整備計画（案）の策定にあたり、河川法第 16 条の 2 第 3 項に規定する趣旨に基づき、学識経験を有する者の河川に関する意見を聴くことを目的として、国土交通省中部地方整備局長 （以下「局長」という。）が設置する。

（組織等）
第３条　　流域委員会の委員は局長が委嘱し、別紙の通りとする。
２．委員の任期は平成 21 年 2 月 27 日(委嘱日より 2 年)までとし、再任は妨げない。
３．必要に応じて臨時に委員以外の学識経験を有する者を招聘することができる。
なお、臨時委員の任期は、委員の任期に準じて平成 21 年 2 月 27 日までとする。

（情報公開）
第４条　　流域委員会は原則公開とし、委員会資料及び議事録については公表する。

（会　議）
第５条　　流域委員会には委員長、副委員長を置くこととし、委員長、副委員長は別紙の通りとする。
２．委員長は流域委員会の議事を進行する。
３．委員長に事故があるときは、副委員長が代行する。
４．会議の招集・開催は局長が行う。

（事務局）
第６条　　流域委員会の事務局は、国土交通省中部地方整備局河川部及び木曽川上流河川事務所、木曽川下流河川事務所が行う。

（規約の改正）
第７条　　本規約の改正は、流域委員会委員総数の過半数の同意をもってこれを行う。

（雑　則）
第８条　　本規約に定めるもののほか、流域委員会の運営に関し必要な事項は、委員の意見を聴いて委員会が定める。

付則
（施行期日）
この規約は、平成１９年　３月１３日から施行する。

第9回木曽川水系
流域委員会　資料-1

木曽川水系流域委員会　委員名簿

役　職	氏　　名	所　　属　　等	専 門 等
委員長	辻本　哲郎（つじもと　てつろう）	名古屋大学大学院工学研究科教授	河　　川
副委員長	松尾　直規（まつお　なおき）	中部大学工学部教授	環境水理
委　員	大野　睦彦（おおの　むつひこ）	(社)中部経済連合会常務理事	経　　済
	岡山　朋子（おかやま　ともこ）	名古屋大学エコトピア科学研究所講師	リサイクル
	小出　宣昭（こいで　のぶあき）	中日新聞社常務取締役東京本社代表・ 編集担当	マスコミ
	小尻　利治（こじり　としはる）	京都大学防災研究所教授	水 資 源
	重網　伯明（じゅうあみ　のりあき）	前中部地方整備局事業評価監視委員会委員 （NPO 法人シルバー総合研究所理事）	評　　価
	関口　秀夫（せきぐち　ひでお）	三重大学大学院生物資源学研究科教授	底生生物
	寺本　和子（てらもと　かずこ）	豊橋創造大学短期大学教授	森林学・砂防
	平野　久克（ひらの　ひさかつ）	ＮＰＯ木曽三川環境保全機構理事長	環　　境
	藤田　裕一郎（ふじた　ゆういちろう）	岐阜大学流域圏科学研究センター教授	河　　川
	光岡　史郎（みつおか　しろう）	(財)愛知・豊川用水振興協会理事長	農　　水
	宮池　克人（みやいけ　よしひと）	中部電力㈱常務取締役副社長執行役員	経　　済
	三宅　雅子（みやけ　まさこ）	日本ペンクラブ、中部ペンクラブ参与	作　　家
	寄藤　昂（よりふじ　たかし）	芝浦工業大学特任教授 岐阜大学、愛知大学等兼任講師	地　　理

（敬称略　五十音順）

※　大野睦彦委員には(社)中部経済連合会の代表として、宮池克人委員には中部電力(株)の代表として参画頂いています。

木曽川水系河川整備計画策定の進め方（概念的フロー図）

河川管理者が、住民・学識経験者・行政からそれぞれ意見を聴取し、情報共有を図る

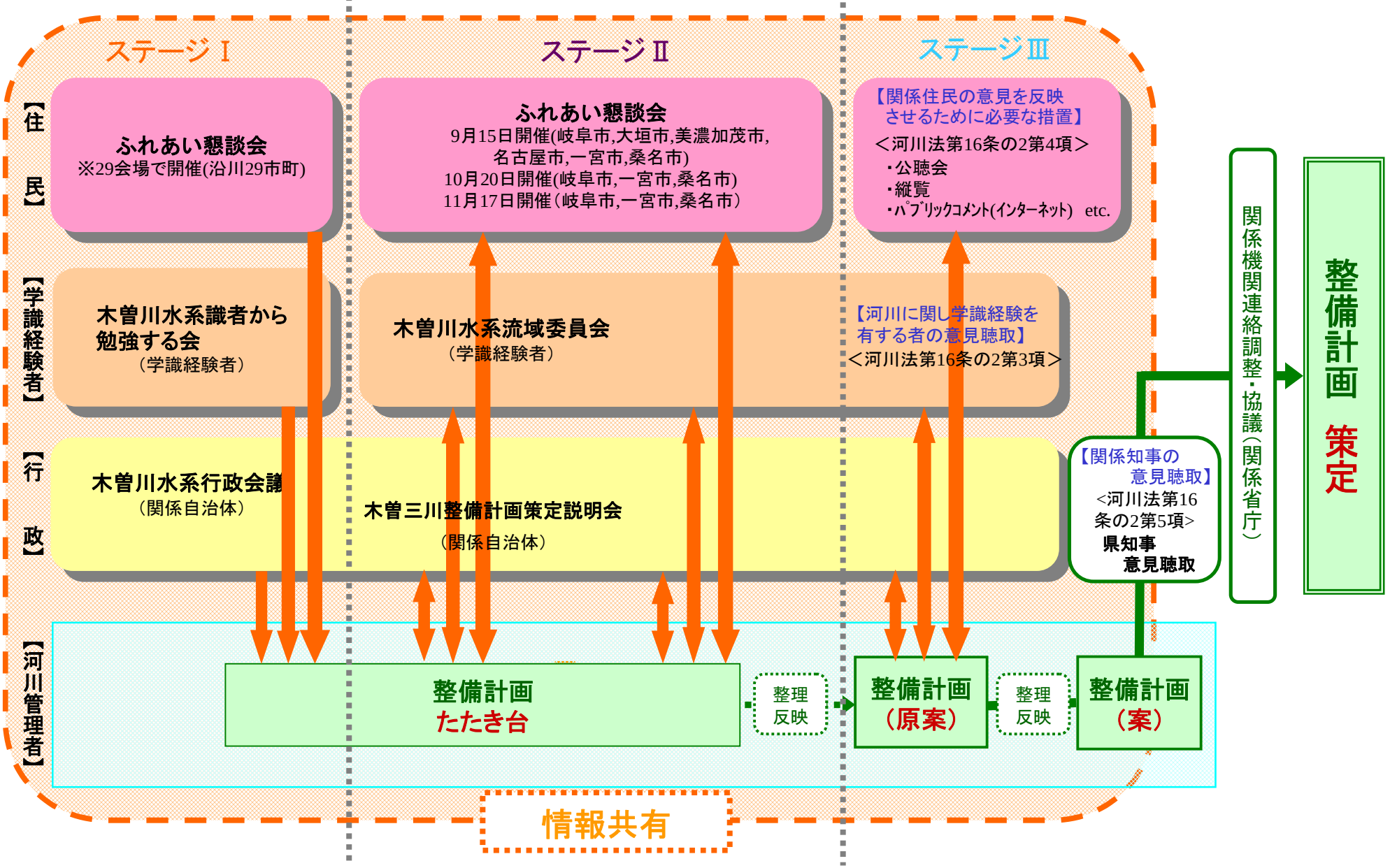

平成９年河川法改正(河川整備基本方針等策定の流れ)

○地域の意見を反映した河川整備の計画制度を導入
○長期目標と、20～30年間の整備計画の2本立てに変更

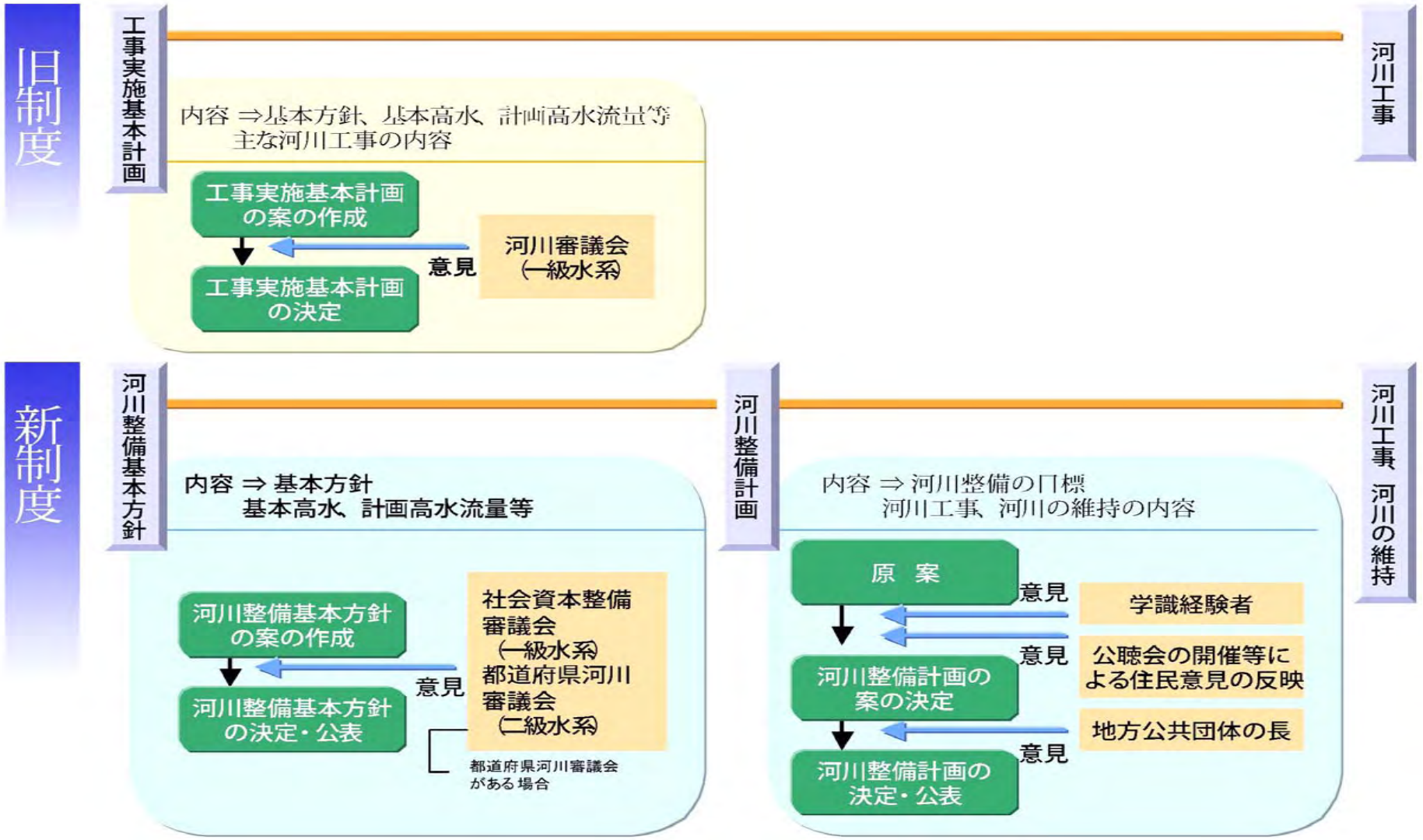

河川整備基本方針及び河川整備計画の概要

	河川整備基本方針	河川整備計画
内　　容	河川の整備についての基本となるべき方針	河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について当該河川の整備に関する計画
記載事項	○河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	○河川整備計画の目標
	○河川の整備の基本となるべき事項 ・基本高水並びにその河道及び洪水調節ダムへの配分 ・計画高水流量 ・計画高水位及び計画横断形に係る川幅 ・流水の正常な機能を維持するため必要な流量	○河川の整備の実施に関する事項 ・河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要 ・河川の維持の目的、種類及び施行の場所
計画策定の手続き	・社会資本整備審議会の意見を聴く	・学識経験を有する者の意見を聴く ・関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じる ・関係都道府県知事又は関係市町村長の意見を聴く

木曽川水系流域委員会の運営について

（主　旨）

木曽川水系流域委員会（以下「流域委員会」という）の議事を円滑に進めるために傍聴にあたってのお願いなどを定めたものです。

（傍　聴）

１．流域委員会を傍聴される方は、会議場に入室する前に受付において「一般傍聴者受付簿」に必要事項を記入していただきます。

２．会場内に傍聴者席を準備致しますが、会場の都合により満席の場合は入室をお断りすることがあります。

３．傍聴者は会場内において、次の事項を守っていただきます。守っていただけない場合は、退室していただく場合があります。

①委員への意見、言論への批判、賛否の表明、拍手などは遠慮願います。

②意見等がある場合は、事務局にお申しで下さい。所定の用紙により意見等を述べることができます。いただいた意見等は、後日、委員へ情報提供するとともに、ホームページ等にて公表します。

なお、いただいた意見等への対応は、ふれあい懇談会での意見等と併せ、所定の時期にホームページ等で公表します。

③私語、談論や機器操作等の雑音等が生じる行動は遠慮願います。

④会議中の立ち歩きや、会場への出入りは極力遠慮願います。

⑤携帯電話の使用は遠慮願います。

⑥フラッシュライトや撮影照明等を使用した撮影は遠慮願います。ただし、冒頭の委員長挨拶までそれらを使用した撮影は可能とします。

⑦会議内容の筆記、録音等は可能とします。

⑧その他、議事の妨げとなるようなことは遠慮願います。

４．流域委員会は原則公開で行いますが、非公開の決議がなされた時、または委員長が傍聴されている方に退出を命じた時は、傍聴できませんので、速やかに退出していただくことになります。

５．その他、傍聴される方は事務局の案内に従っていただきます。

（情報公開）

委員会資料及び議事録については、国土交通省中部地方整備局ホームページなどで公表としますが、貴重種の情報、個人情報保護法に抵触するもの等について非公表とする場合があります。

第9回木曽川水系
流域委員会　資料-1

木曽川水系流域委員会　意見シート

意見等がございましたら、このシートに記入の上、事務局（受付）にお渡し下さい。

名前（ふりがな）	
所属（職業）	
住所	〒　　-
電話番号	
E-mail （※お持ちの方はご記入願います）	
意　見	